

# 院外処方箋の表記変更のお知らせ

当センターでは院外処方箋を「商品名処方」にて発行しておりますが、令和2年2月13日より一部の薬を「一般名処方」に変更します

## 一般名処方とは？

院外処方箋は、医薬品を商品名または一般名（有効成分の名称）で記載します。一般名で記載して交付する場合を『一般名処方』といいます。

<院外処方箋への記載>

【般】 + 「一般的名称」 + 「剤形」 + 「含量」

<例>

(従来の処方)	リスパダール錠 2mg
↓	↓
(一般名処方)	【般】 リスペリドン錠 2mg



一般名処方では薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名称を表示する「一般名」で記載する為、どのメーカーの先発医薬品でも後発医薬品（ジェネリック医薬品）でも調剤薬局にて患者様ご自身で選ぶことができようになり、今までと同じ薬を飲み続けることもできるので安心です。

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で、厚生労働省の厳しい基準をクリアし、製造、販売が認可されています。

ご不明な点などがございましたら、薬剤科までお問合せください。